

永平寺町健康づくり推進協議会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第29号

永平寺町健康づくり推進協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する永平寺町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 各種健康診査事業及び健康相談に関する事項
- (2) 保健栄養指導に関する事項
- (3) 食生活改善等地区の衛生組織育成に関する事項
- (4) 健康づくりの知識の普及に関する事項
- (5) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条に規定する健康増進計画及び自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に基づく自殺対策計画の策定又は変更に関する事項
- (6) その他町長が指定する事業に関する事項

(委員の構成)

第3条 協議会の委員の定数は15名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療機関
- (2) 保健関係団体
- (3) 保険審議団体
- (4) 福祉関係団体
- (5) スポーツ関係団体
- (6) 高齢者代表
- (7) 議会代表
- (8) 行政機関
- (9) 学識経験者
- (10) 学校関係代表
- (11) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、議長となる。
- 4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第8条 協議会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。